

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託（2件）【建設局河川部水環境課】2
- 徴収事務の委託【保健福祉局保健衛生部食肉センター】4
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】5

◇ 公 告

- 特定調達契約の落札者の決定【技術監理局契約部契約課】6

北九州市告示第129号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市ほたる館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月8日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
九州造園・グリーンワーク共同事業体 代表者 株式会社九州造園	北九州市小倉北区大畠二丁目10番1号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

北九州市告示第130号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立香月・黒川ほたる館における使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月8日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者		委託期間
名称	住所	
香月・黒川ほたる館運営協議会 会長 岩本 正	北九州市八幡西区香月西四丁目6番1号	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで

北九州市告示第131号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市立食肉センターにおける手数料及び使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

令和3年4月8日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
北九州食肉センター企業組合	北九州市小倉北区末広二丁目3番7号	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

北九州市告示第132号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により次のとおり告示する。

令和3年4月8日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
北九州湯川病院	旧	北九州市小倉南区葛原二丁目1番10号	令和3年4月1日
	新	北九州市小倉南区湯川五丁目10番10号	

北九州市公告第 228 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 12 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 4 月 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び予定数量
児童生徒用机及び椅子 一式（机 3, 000 台及び椅子 3, 000 脚）
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 3 月 10 日
- 4 落札者の名称及び住所
有限会社富士事務機
北九州市小倉北区若富士町 1 番 10 号
- 5 落札金額
2, 755 万 5, 000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和 3 年 1 月 27 日
- 8 落札方式
最低価格による。